

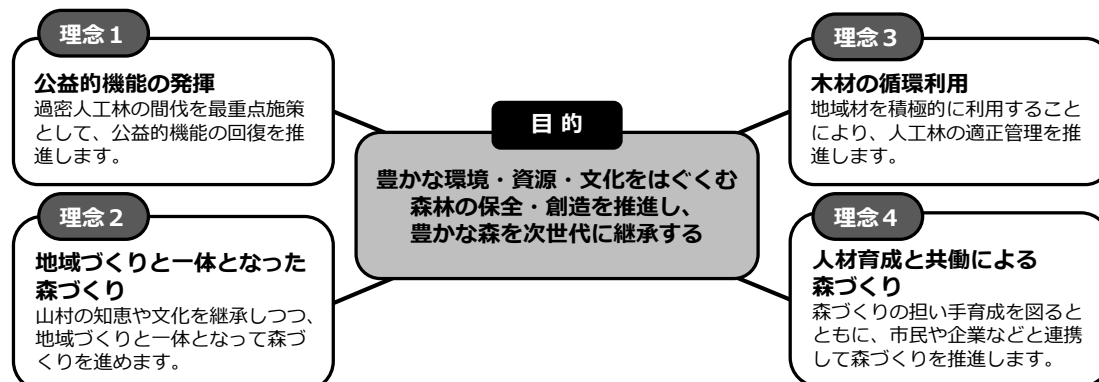
### Ⅲ 基本計画の基本的な方針と目標

#### 1 森づくりの基本理念と目指す姿

豊田市の森づくりは、「豊かな環境、資源及び文化をはぐくむ森林の保全及び創造並びに次世代への継承」を目的としていますが（条例第1条）、100年後の理想とする森づくりをイメージしやすいように、条例第3条に規定する4つの基本理念ごとに目指す姿を具体的に次のように設定しました。

<p><b>(1) 公益的機能が発揮される森づくり</b></p> <p>【目的】 公益的機能が発揮される森づくりを推進する。</p> <p>【目指す姿】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 人工林の間伐が推進され、公益的機能の回復及び維持が図られている。</li> <li>② 森林所有者と森林の整備目標及び管理方針について合意を形成し、施業集約化が図られている。</li> <li>③ 森林の継続的な調査により、施策及び施業の有効性がチェックされていると同時に、森林現況のデータを蓄積して効率的な管理が行われている。</li> </ol>
<p><b>(2) 木材の循環利用を進める森づくり</b></p> <p>【目的】 地域材を積極的に利用することにより、人工林の適切な管理を推進する。</p> <p>【目指す姿】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 施業集約化及び林業技術の向上により林業の採算性が向上し、林業経営林から安定的に木材が供給されている。</li> <li>② 地域材の付加価値を高めるために、使用目的に応じた供給先が確保されている。</li> <li>③ 建物を始めとする公共事業に積極的に地域材が活用されるとともに、民間需要への拡大が促進されている。</li> </ol>
<p><b>(3) 地域づくりと一体となった森づくり</b></p> <p>【目的】 地域が一体となった合意形成に基づき森づくりを推進するとともに、都市と農山村の交流などにより、森林文化の継承に寄与する。</p> <p>【目指す姿】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 森林所有者の合意形成により間伐施業の団地化等が図られ、効率的な森林管理が推進されている。</li> <li>② 農林業に意欲ある者が地域社会に受け入れられ、林業・林産業の面から就業機会を得られている。</li> <li>③ 都市と農山村の交流が進み、お互いの理解が促進されている。</li> </ol>
<p><b>(4) 人材育成と共働による森づくり</b></p> <p>【目的】 森づくりの担い手（人・組織）の育成を図ること、及び市民・企業・ボランティアなどとの共働による森づくりを推進する。</p> <p>【目指す姿】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 森林所有者・市民・森林組合・市の各々において森づくりに関わる多様な人材が育成されている。</li> <li>② 一般市民等への森づくりに関する理解が深まり、共働による森づくりが行われている。</li> </ol>

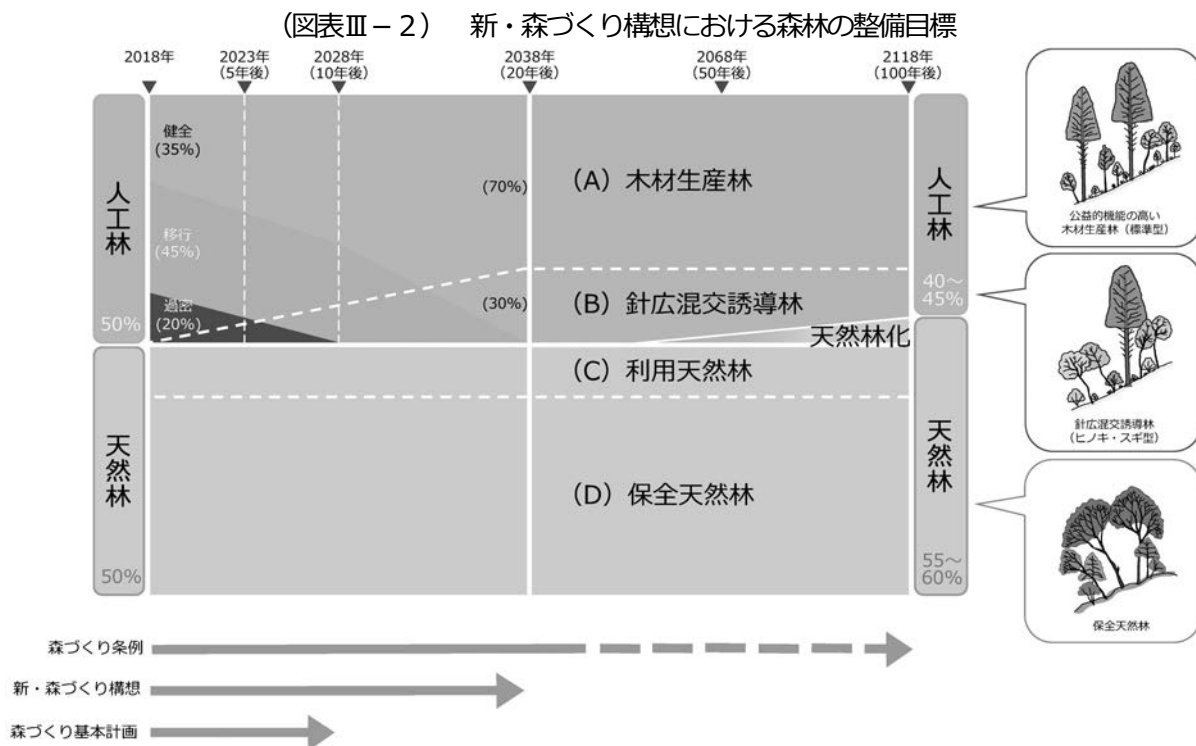
(図表Ⅲ-1) 森づくりの目的と4つの基本理念



## 2 新・森づくり構想における森林の整備目標と施業方針

市は新・森づくり構想において、森林区分とそれぞれの施業方針（図表Ⅲ－3）に基づき、10年後の2027年度末（2028年）までに過密人工林を一掃して、森林が本来持っている公益的機能を十分に発揮することを目標と定めています。

これにより、林業が成立するところと、そうでないところを区分し、それぞれ「木材生産林」と「針広混交誘導林」に誘導します。



(図表Ⅲ－3) 新・森づくり構想における森林区分

森林区分記号		(A)	(B)	(C)	(D)
現況		人工林		天然林	
森林区分名称		木材生産林	針広混交誘導林	利用天然林	保全天然林
位置付け		公益的機能を損なわない範囲内で、効率的な作業システムにより適時に木材を生産する場所	公益的機能が高く、かつ管理コストの低い森林を目指して、ゆるやかに天然広葉樹等の育成を図り、針広混交林又は天然林に誘導する場所	所有者に天然林として利活用する意志があり、里山林として利用していく場所、一般市民に開放する森林公園等	生態系保全や防災上の観点から天然林のまま保護することが望ましく、自然の植生遷移（必要に応じて保全対策）に委ねる場所
推進基準	立地条件等の特性	木材生産の経済的な立地条件が良く、かつ防災上制約の少ない場所等	尾根部などの生産不利地や、急傾斜地や河川（沢）沿い、0次谷、脆い地質など防災上重要な場所等	急傾斜地や河川（沢）沿い、0次谷など防災上重要な場所以外の場所等	生態系保全や急傾斜地など防災上の観点から天然林の維持が必要な場所等
	木材生産の適・不適	適地	不適地	—	—
管理基本方針		・間伐 ・路網等の基盤整備 ・単層人工林 ・当面は長伐期施業を想定	・間伐 ・新規路網整備は極力控える ・既存の広葉樹等を生かし混交林化	・拡大造林はせずに天然林を維持	・自然の植生遷移
将来（100年後）の森林像		公益的機能の高い人工林	針広混交林又は天然林	天然林	天然林
将来の管理コスト（目標）		中	低	中	低

### 3 第3次基本計画の目標及び施策

#### (1) 第3次基本計画の目標

市町村合併から10年間取り組んできた実績と課題、取り巻く環境の変化を踏まえ、第3次基本計画では、これまでの10年間（第1ステージ）から次なる段階の第2ステージとしての目標を設定します。条例及び新・森づくり構想に基づき、2018～2027年度の10年間を第3次基本計画期間として、以下の目標を設定し、100年の森づくりの基盤を構築していきます。

(図表Ⅲ-4) 第3次基本計画の目標

過密人工林を一掃するため間伐を強力に推進し、健全ステージの人工林の割合を2027年度末（2028年）までに人工林全体の約60%に高めるとともに、100年先の森林の姿を見据えたゾーニング等を開始し森林保全のルールを新設することで、公益的機能を重視した森づくりの基盤を整えます。その上で、木材の生産・流通・利用のスムーズな流れを作り、自立的な生産体制の構築を目指します。

#### (2) 第3次基本計画の対象とする人工林のステージ区分

第3次基本計画の対象となる人工林は、公有林等を除いた私有林約27,000haを対象とし、以下のように本数密度に応じたステージ区分を行った上で、必要な施策を実施していきます。

(図表Ⅲ-5) 人工林のステージ区分

ステージ区分	本数密度（1haあたり）	該当する人工林面積	緊急間伐の必要回数
過密	1,600本以上	約5,000ha	2回以上
移行	1,000本以上 1,600本未満	約12,000ha	1回
健全	1,000本未満	約10,000ha	(利用・針広混交林化)
合計		約27,000ha	

#### (3) 基本的施策

- ① 第3次基本計画期間（2018～2027年度）に、過密ステージ・移行ステージの人工林を中心に12,000haの間伐を実施します。
- ② 地域森づくり会議方式において、木材生産林（区分(A)）と針広混交誘導林（区分(B)）とするゾーニングを設定することで、将来の森林像（目標林型）を目指した施業を開始します。
- ③ 皆伐は周辺環境に与える影響が大きいことから、山地災害等防止において重要なエリアについては皆伐を控える等の森林保全のルールを設定します。
- ④ 森林所有者の森林管理の意欲を高め自立的な生産体制を作るために、作業システムの刷新や林業用路網の整備、中核製材工場（2018年度稼働予定）等との連携、公共施設の木質化を進めます。
- ⑤ 目標林型に向けた適切な施業、地形に応じた効率的な作業システム、労災事故を起こさない現場作業・管理などを実現するため、森林作業員、森林施業プランナー、市職員を対象とした研修等を実施します。

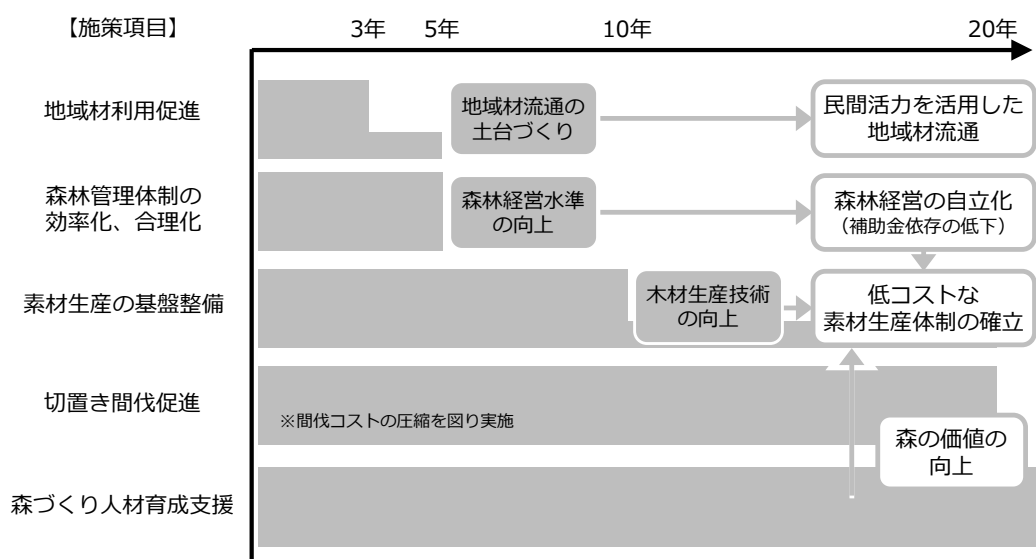
#### (4) 集中取組期間の設定と段階的な仕組みづくり

人口減少社会に突入し厳しい財政状況が見込まれる中、森林整備を着実に進めながら、大きな環境変化に耐えうる筋肉質な森づくり体制を作る必要があります。

現在、市は間伐に係る経費の補助だけでなく、路網整備、森林作業員の確保、地域材の流通・利用など、様々な項目について補助金を拠出しています。今後は段階的な集中取組期間を定め、施策の重点化を行い、メリハリのある森林施策へ切り替えます。集中取組期間内に、民間部門の活用も含めた体制づくりを行うことで、自立的に運営できる領域を増やします。期間の目安としては、地域材利用促進は3～5年、森林管理体制の効率化・合理化は5年、素材生産の基盤整備は10年、切置き間伐は20年の期間とします。

段階的な仕組みづくりを通して、全体的な森林管理コストを下げるとともに、森林行政予算のスリム化を図りながら、第3次基本計画の目標を達成します。

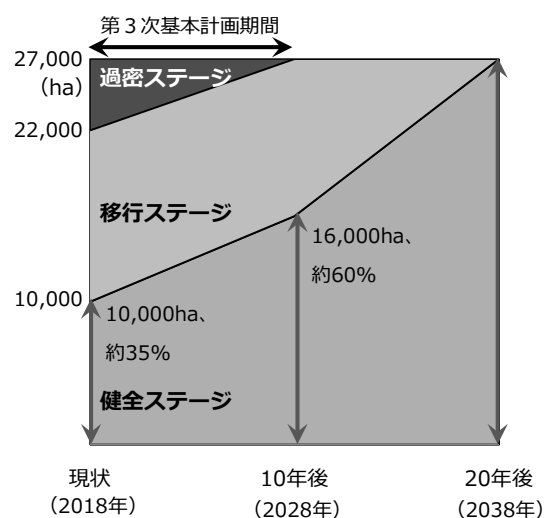
(図表Ⅲ-6) 森林行政の展開イメージ



#### (5) 期待される効果

- ① 計画的に間伐を推進することで、今後20年間で合計24,000haの間伐を実施します。同時に、市内森林の健全ステージの割合(現状約35%)を10年後には約60%に、20年後(2037年度末(2038年))には全ての人工林を健全化します。これにより森林の公益的機能が十分発揮されることが期待できます。
- ② 森林所有者と協議しゾーニングの設定と目標林型をめざした施業を始め、また森林保全のルールを新たに導入することで、立地条件等に応じた森づくりを進め、森林の公益的機能と木材生産の適切なバランスが構築できます。

(図表Ⅲ-7) 人工林の健全化のイメージ



- ③ 地域材の生産・流通・利用のスムーズな流れを構築することで山元への還元を促進し、公共施設における木材利用や木育イベント等を通じて、市民に対する森林整備や木材利用の理解向上が期待できます。
- ④ 豊田式の森づくり人材の育成を通じて、新・森づくり構想・基本計画をトータルで推進する森づくり人材育成が期待できます。

#### 4 第3次基本計画の進捗管理、点検・評価

第3次基本計画を着実に遂行していくために、以下の体制及び評価方法をとります。

##### (1) 事業の進捗管理：豊田市森林課

第3次基本計画に基づく各種事業の実施及びその進捗管理は、豊田市森林課が担います。

なお、第3次基本計画期間の最終年度には、2015・2016年度に実施した航空写真解析等により、市内全域の人工林の本数密度を確認し、市内の人工林の健全ステージへの進捗を確認します。

##### (2) 年次報告の作成：豊田市森林課

第3次基本計画に基づき実施した各種施策の状況等については、条例第19条に基づき、年次報告書を作成し、公表します。

##### (3) 進捗管理の点検・評価を行う組織：とよた森づくり委員会

第3次基本計画の進捗管理の点検と評価は、条例第20条に基づいて設置する「とよた森づくり委員会」が行います。委員会は公募による市民・学識経験者・木材産業関係者等から構成され、市の森づくりを適正に推進するために、新・森づくり構想及び第3次基本計画や森づくりに関する基本事項について協議・調査・提言及び評価を行います。

このうち、評価については、第3次基本計画の重点プロジェクト及びそのほかの主要施策について行うものとし、特に重点プロジェクトについては、その設定された指標と数値目標に対して、「目的と達成目標は達成されたかどうか」という視点からの追跡、分析、報告を行います。

(図表Ⅲ－8) 第3次基本計画の推進と見直しの体制

